

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月22日

京都市長 松井孝治

京都市規則第36号

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第4項」を「第11条第8項」に改める。

第16条第2項中「300円」を「350円」に改める。

第20条第4項中「局長」を「消防局長（以下「局長」という。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の京都市消防局職員特殊勤務手当支給規則第16条の規定は、令和7年4月1日午前8時30分以後に支給すべき事由が生じた手当について適用する。

（消防局総務部人事課）